

弘前市から弘大 医療情報

周知期間経て提供

弘前市は30日、2018年施行の次世代医療基盤法に基づいて、市が所有する個人の医療情報（診療明細）を弘前大学に提供する施策

の説明会を同市のホテルニューキャッスルで開いた。これまで一部市民から、施策そのものや、市への申し出で情報提供を拒否できる

仕組みの周知が足りないとの指摘があったため、市民の理解を得るため、さらに一定の周知期間を置く方針を示した。

説明会には約100人が出席。桜田宏市長は、提供情報を基に弘大が開発した健康増進方法で市民が健康

になると説明。「市民の健康が何より重要な財産」と強調した。弘大大学院医学研究科の中路重之特任教授は、情報を活用し、病気になる場合、医療費がどれほどかかるかを調べたいと述べた。内閣府の担当者は法律の趣旨を解説した。

弘大に提供される医療情報は、国民健康保険の被保険者約4万人と後期高齢者医療の被保険者約2万7千人の計6万7千人分で、対象は市民の約4割に当たる。市は7月以降、対象者に文書で通知したほか、市の広報紙にも制度の説明を

掲載した。

弘大に提供される前に、日本医師会医療情報管理機構が匿名化する仕組みになっているが、質疑応答では出席者から匿名化や情報提供拒否の仕組みについての質問は出なかった。

（福土和久）